

## 第 5 回

# 富里市農業委員会議事録

令和 2 年 5 月 8 日（金）

富里市保健センター 2 階会議室 1

富里市農業委員会

## 富里市農業委員会総会議事録（第5回）

日 時 令和2年5月8日（金）

場 所 富里市保健センター2階会議室1

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

6 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

農業委員

出席（6名）

1番 篠原美恵子

2番 相川克義

3番 細野明

4番 藤崎芳久

5番 森田孝子

6番 篠原茂美

欠席（1名）

7番 伊井義則

◎開 会

議 長 これより令和2年第5回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中6名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時27分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

森田孝子君、篠原茂美君、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第1号

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1を議題とします。

事務局の調査の結果について説明を求めます。

事務局。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1について報告します。

概要は、議案記載のとおりです。

審査会は新型コロナウイルスの関係で開催しておりませんが、事務局において現地調査をしております。

権利者と義務者の関係は、義務者が親で、権利者が子です。

申請の理由は、権利者は経営移譲を受けるため、義務者は農業者年金受給のため、経営移譲をするということです。

申請地等についてですが、土地の表示については議案書のとおりです。

申請地は、両国十字路を市役所方面から三区方面に向かい、こひつじ保育園を300mほど進んだ右側に位置しています。

申請地の現況は、梨畑となっております。

隣接地との境界は確定しており、進入路も市道で確保されています。

第3者の権利はありません。

次に、権利者の経営状態等ですが、親とともに農業に従事し、畑178aで梨を栽培してお

ります。

労働力は3人で、専業が3人で、農機具一式を保有しております。

営農計画ですが、引き続き梨の栽培をしていくそうです。

現在の耕作状況ですが、現在所有している農地を効率的に耕作しており、農業経営規模を縮小させる行為は行っておりません。

申請地は自宅に隣接しており、耕作が容易と認められ、現在の営農状況からみて、取得後の営農について適正に行われると判断されます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

#### ◎議案第2号、議案第3号

議 長 日程第3 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 転用1、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 使用貸借権設定1から使用貸借権設定3までは関連があるため一括議題とします。

事務局の調査の結果について説明を求めます。

事務局。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1について報告します。

概要は、議案記載の通りです。

審査会は新型コロナウイルスの関係で開催しておりませんが、事務局において現地調査しております。

申請地は、葉山こども園から東に300mほど行った先の右側に位置します。

第1種農地ですが、千葉県農地転用関係事務指針31ページ②㉞(エ)に該当します。

選定理由は、市街化区域からおおよそ南方110mの位置にあり、成田空港が近く、近隣にコンビニなどの利便施設があり、暮らしやすい上、働きやすい場所であるので、長屋住宅の建築場所として選定したそうです。

隣接地との境界は確定しております。

申請地の状況は、農地で現在作付けは行っておりませんでした。

進入路については、確保されています。

農振除外は平成10年6月10日付け全体見直しです。

転用行為を妨げる権利を有する者はおりません。

転用の用途は、長屋住宅2棟8戸で、全体の開発面積は987.31㎡です。

工期は許可後から令和3年3月31日まで見込んでおり、都市計画法関連は提出済みです。

排水計画についてですが、雨水排水は浸透貯留槽、雑排水の処理は合併浄化槽を設置し、処理後側溝に放流します。

土砂の搬入は、申請地を道路の高さまで盛土する計画です。盛土の面積は35.95㎡で、1メートル弱かさ上げるようで、発生土の証明もついておりました。

土砂等の流出対策ですが、周辺農地との境界部には擁壁等の土留めを設置し、土砂等の流出を防止することです。

隣接農地の所有者へは、事業の内容を説明し理解を得ているそうです。

事業計画地以外に3筆ありますが、姉妹の土地で同意を得ているので、一体として事業に供することに問題はないと思われます。

資力についてですが、事業に必要な資金を上回る金融機関の融資証明がついておりました。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしていると考えます。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1から使用貸借権設定3までについて報告します。

概要は議案のとおりです。

使用貸借権設定1及び2については、議案第2号 転用1と関連していて、権利者と義務者が姉妹関係にあり、申請地を亡父より相続したが自身は営農しておらず、賃貸住宅事業によって安定した収入を確保したいとの権利者の要望に沿って義務者と使用貸借権設定にいたしました。

続いて使用貸借権設定3についてですが、こちらも議案第2号 転用1と関連していて、

権利者と義務者5名は兄弟関係にあり、権利者の要望である長屋住宅2棟建築のため、義務者5名と使用貸借権設定にいたりしました。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

お諮りします。

採決は各案件に関連がございますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 転用1, 及び議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 使用貸借権設定1から使用貸借権設定3までを、一括して行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、農地法第4条の規定による許可申請について 転用1, 及び農地法第5条の規定による許可申請について 使用貸借権設定1から使用貸借権設定3までは、一括して採決することに決定しました。

これより採決します。

農地法第4条の規定による許可申請について 転用1, 及び農地法第5条の規定による許可申請について 使用貸借権設定1から使用貸借権設定3までを許可相当と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

#### ◎議案第4号

議 長 日程第4、議案第4号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、4月24日付けにて富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼

されたものです。

内容につきましては、次第の7ページに3年新規、畑3筆4,519㎡、次第の8ページに6年新規、畑3筆4,628㎡、次第の9ページに10年新規、畑1筆3,198㎡、田2筆1,851㎡。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

篠原茂美委員。

篠原（茂） 9ページの田2筆の権利設定は何年ですか。

議長 事務局。

事務局 畑と同じ10年です。

篠原（茂） はい、わかりました。

議長 ほかに意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で、審議案件は終了しました。

---

#### ◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてご報告します。

次第の10・11ページに農地法第5条第1項第6号の規定による届出が4件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。



以上です。

議 長 ただいまの報告第1号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

質問等ないようなので、了解いただきたいと存じます。

---

◎閉 会

議 長 以上をもちまして本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これで本総会を閉会します。

(午後 1時41分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員

